

日盲連発第85号
平成25年8月29日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課 御中

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

障害者の地域生活の推進に関する検討会におけるヒアリング資料

障害者福祉施策の推進については、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
グループホーム・ケアホームのあり方について、以下のとおり要望いたします。ご
配慮のほど、よろしく願いいたします。

記

(1) グループホーム・ケアホームの一元化

グループホーム・ケアホームの一元化においては特段の異論はないが、視覚障害の特性に応じたグループホームの施設経営ができるようにしていただきたい。高齢の視覚障害者のアパート住まいは、火の取り扱いや、冷暖房器具の取り扱いなど困難なことが多い。そのため、グループホームの必要性は高いことから、グループホームの設置と運営においては、視覚障害者の生活の質と安全の確保の見地から財政的な支援や、公営住宅を提供していただくなど、国及び自治体から積極的な支援をしていただきたい。

(2) 入所要件の緩和

65歳までに障害者手帳の交付を受けていない人、または65歳までに障害福祉サービスを利用したことの証明書の交付を受けることができない65歳以上の視覚障害者は、介護保険が優先され、グループホームを利用することができない。また、その多くは要介護支援のため、一般の養護老人ホームも入所することができず、困っている現状である。障害者手帳所持者であれば、全ての人が本人の選択においてグループホームを利用できるようにしていただきたい。